

自治体提携慶弔共済保険
「住宅災害保険金」の水道管等の凍結の取り扱いについて

昨年 12 月下旬の猛烈な寒波およびこの間の記録的な大雪による気温低下による水道管等の凍結に関する「住宅災害保険金」の請求についての取扱いは、以下のとおりとなります。

状況	保障可否
水道管等が凍結により破損した場合、 ・水道管等の破損により 建物に被害があった 場合	保障対象 <保障対象となる例> ・台所の水道管が凍結により破損して台所の床が水浸しとなり張替えが必要となった ・外壁に埋め込んでいた水道管が凍結により破裂して外壁に穴が開いてしまった ・二階トイレの排水管が凍結により破裂して一階リビングのクロス、天井にシミができた
水道管等が凍結により破損した場合、 水道管等の破損のみ の場合	保障対象外 <保障対象外となる例> ・水道管が凍結して壊れてしまい、水の出がわるくなった ・庭の水道が凍結により破裂して、水がでなくなった

自治体提携慶弔共済保険 普通保険約款より抜粋（約款 24 ページ 別表3）

表 3 「火災等の事故による損害」に含まれない損害

① 燃焼機器、暖房機器または電気機器等の機器の過熱等による当該機器自体のみの損害
② 凍結による水道管、水管またはこれらに類するもの自体のみの損害